

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 建築住宅課

法令名	建築基準法	法令の番号	昭和25年法律第201号								
許認可等の種類	機械室等に関する容積率の例外許可	根拠条項	法第52条第14項								
審査基準	<p>○建設省通達に準ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中水道施設等を設置する建築物に係る建築基準法第52条第10項（現14項第1号）の規定の運用について（昭和60年12月21日住街発114号）</li> </ul> <p>※建築審査会の同意が必要。</p>										
	受付機関	土木事務所	処理機関	建築住宅課	交付機関	土木事務所	標準処理期間	90	日	目次NO	36
							標準経由期間		日		